

ベトナム弁護士連合会

10年間の発展の軌跡（2009年－2019年）（仮訳¹）

ベトナム弁護士連合会 事務局副局長／国際協力委員会委員

弁護士 チャン・トゥイ・ズン

本論考は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が2019年に設立後10周年を迎えたことを機に作成され、2019年10月9日に開催された記念式典において発表されたものである。

本ICD NEWSへの翻訳・掲載にあたり、VBFの許諾を得、上記ズン弁護士により修正されたものをトゥオン・ティ・トゥ・ホアイ氏の協力を得て翻訳し、プロジェクトスタッフのグエン・ミー・リン氏及びチャン・ティ・タイン・マイ氏、当職が監修して完成させた。なお、ベトナム語の意味内容を変更しない範囲で文脈に合わせて意識している部分がある旨申し添える。

JICAプロジェクトは日本弁護士連合会の協力を得ながらVBFの設立準備段階から協力を行ってきたところ、VBF自らによる10年の取組の振り返りを知ることができる貴重な論考と考え、今回の掲載に至ったものである。定点観測の一助となれば幸いである。

（ベトナム長期派遣専門家、弁護士 枝川充志）

I 現状の特徴

ベトナム弁護士連合会は2009年5月に設立した。共産党政治局の2020年までの司法改革戦略決議第49号／NQ-TWの指導による司法改革事業は、弁護士及び弁護士職を発展させることを含め多くの面で特筆すべき成果を得た。社会における職業の中で、憲法から法律、細則文書に至るまでの法規範文書制度²によって認められる職業は多くない。これらの法規範文書は、ベトナムにおける弁護士及び弁護士職の発展のために統一の法的回廊³を形成している。

司法活動、人々及び企業に対する法律サービスの提供における弁護士の貢献は、安全、

¹ 翻訳協力

（訳者）トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ（Truong Thi Thu Hoai (Ms.)、ハノイ法科大学・名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）卒、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程総合法政専攻終了）

（監修）グエン・ミー・リン（Nguyen My Linh (Ms.)) 及びチャン・ティ・タイン・マイ（Tran Thi Thanh Mai (Ms.))（両名とも前記日本法センター卒、JICA2020年を目標とする法・司法改革プロジェクトスタッフ）、枝川充志（左記プロジェクト長期専門家）

² （監修者注）「法規範文書制度」と訳したベトナム語は「hệ thống văn bản pháp luật」である。

³ （監修者注）「法的回廊」と訳したベトナム語は「hành lang pháp lý」である。

秩序、社会の安定を保障する力になり、従って司法改革、社会主義法治国家の建設事業に寄与し、社会経済の発展を促進した。

ベトナム弁護士連合会の設立は、国家主席であるホーチミン氏が弁護士団体の組織についての勅令第46-SL号を発行した、1945年10月10日から60年間の発展を経過した後の弁護士及び弁護士職の成長を表す成果⁴である。成長・発展の10年を経て、ベトナム弁護士連合会は、弁護士法、ベトナム弁護士連合会定款で定められ、弁護士により委ねられる自らの機能及び任務を十分実施してきた。弁護士の代表者としてベトナム弁護士連合会は、弁護士の合法的⁵権利・利益を保護し、国際及び国内のフォーラムにおいて弁護士の要望及び声を示すことができた。そして、立法事業、法律支援事業、政府の提案第30号⁶に基づく行政手続のレビューなどの事業に積極的に貢献するよう弁護士を動員した。これらの成果は、弁護士自らの共通の家⁷としてのベトナム弁護士連合会に対する信頼を築いた。同時に、全国の弁護士会の中央機関として、社会職業組織であるベトナム弁護士連合会に対する共産党及び国家からの信頼をも築くことができた。

ベトナム弁護士連合会は、成立後、共産党、政府、中央、ハノイ及び地方の機関・部門の関心・補助を得られた。成立、成長及び発展の10年間で、ベトナム弁護士連合会は、国家、社会及び弁護士の前に、自らの威信及び地位を確定できた。10年の軌跡は長い期間ではないが、ベトナム弁護士連合会は自己の地位、役割、そして公正の保護、法制の保護⁸、ベトナム社会主義国の建設及び保護に貢献するために、弁護士が結集・結束する可能性を示すことができた。

これらのことからベトナム弁護士連合会は、共産党、国家及び弁護士との間の架け橋になった。

II 設立後10年間のベトナム弁護士連合会の組織及び活動についての結果

1 弁護士及び弁護士業務の実施活動についての数の発展、質の向上

1. 1 弁護士数の発展

1987年弁護士法令施行から1989年まで全国の弁護士数は186名であったが、2001年9月30日までの間に2,100名にまで増加した。ベトナム弁護士連合会設立時点（2009年5月）では、ベトナム弁護士連合会のメンバーの総数は5,300名の弁護士であった。この10年間（2009年から現在まで）

⁴（監修者注）「成果」と訳したベトナム語は「mốc son」である。

⁵（監修者注）「合法的」と訳したベトナム語は「hợp pháp」である。

⁶（監修者注）30号提案とは「2007年から2010年の国家管理の分野における行政手続の簡素化」を指す。

⁷（監修者注）「共通の家」と訳したベトナム語は「ngôi nhà chung」である。

⁸（監修者注）「公正の保護、法制の保護」と訳したベトナム語は「bảo vệ công lý, bảo vệ pháp chế」である。「công lý」に漢字を当てると「公理」となる。「正義」と訳すこともできるが、他に「chính nghĩa」という「正義」に相当するベトナム語があることから、ここでは文脈を踏まえ「公正」と訳出した。

の弁護士数の増加は、以下の通りである⁹。

2009年：5,500名以上（2009年11月30日まで）

2010年：5,821名

2011年：6,723名

2012年：7,476名

2013年：8,281名

2014年：9,064名

2015年：9,915名

2016年：10,914名

2017年：11,942名

2018年：12,821名

2019年：13,900名（2019年12月31日時点）

弁護士数は毎年着実に増え、年平均700名ずつ増加している。このようにこれまでの10年間に於いて、我々の国の弁護士は数の面で相当なスピードで発展している。弁護士数の発展が、主に大都市、特にハノイ市とホーチミン市で起きている。全国の弁護士数の13,900名の中で、ハノイ市弁護士会は3,801名、ホーチミン市弁護士会は5,420名であり、全国の弁護士数の3分の2以上を占めている。残りの61か所の弁護士会は4,679名が在籍しており、全弁護士数の34%を占めている。

このような弁護士数の増加は、社会の法律サービス利用の需要に一定程度応えられている。ベトナム人口の一人当たりで計算すると、人口9,600万人の中に13,900人の弁護士しかいない（割合は、国民約6,906名に対し1人であり、シンガポールは1/1,000、アメリカは1/250、日本は1/4,546（注：原文のまま））。このことからすれば、近年では弁護士数が相当なスピードで発展しているとはいえ、人口及び人々の法律サービスの需要に比べて未だ少ない。また地域毎に大きな格差が存在している。

2020年までの司法改革戦略決議第49号/NQ-TW、及び政府首相に承認された2020年までの弁護士の発展戦略¹⁰の趣旨のとおり社会の需要に応えられるよう弁護士数を発展させるため、ベトナム弁護士連合会は社会における弁護士の地位及び役割について周知¹¹を行い、国民の認識を高めている。また、各地方に住んでおりかつ要件を満たす者に対して弁護士会加入へ動員するために、ベトナム弁護士連合会常任委員会は省党委員会・県党委員会の常任委員会と直接話し合い、地方での弁護士の実務活動¹²に好ましい条件を創出するよう各級の地方政府に提

⁹ データはベトナム弁護士連合会の年次業務概要報告書による。

¹⁰ （監修者注）2011年7月5日付首相決定1072号/QD-TTGを指すと思われる。

¹¹ （監修者注）「周知」と訳したベトナム語は「tuyên truyền」である。

¹² （監修者注）「弁護士実務活動」と訳したベトナム語は「luật sư hoạt động hành nghề」である。

案・建議を上申した。例えば、弁護士会に対する活動経費の援助、訴訟進行機関¹³の要請により事件弁護に参加した弁護士に対する経費を加えて援助すること等である。他方で各弁護士会は、弁護士会の加入要件を満たし、かつ希望を有する者に対して好ましい条件を創出するための処置も備えている。

ベトナム弁護士連合会は、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カントー大学、ヴィン大学、ダラット大学など北部・中部・南部の各大学の法学部学生に対し、キャリアガイダンス交流会を開催した。これら交流会の目的は、法学部の大学生及び社会に対するベトナム弁護士連合会及び弁護士職の広報にある。大学生に対してベトナムにおける弁護士及び弁護士職にアクセスし見聞できる機会を与えた。これにより弁護士職の魅力を高め、より多くの新卒大学生が弁護士になるよう引きつけられた¹⁴。

上記の適切な計画及び方向性により弁護士数は大幅に増加した。特に、クアンビン、チャヴィン、フンイエン、ザーライの弁護士会は、2009年から現在まで弁護士数が2倍も増加した。

1. 2 弁護士の質の向上についての結果

司法改革戦略についての政治局決議2005年6月2日付第49号/NQ-TW号は、「数量、政治的資質、倫理、専門レベルの面で十分な弁護士の組織を養成し発展させる・・・」という戦略的方向性¹⁵を定めている。政治的資質、職業倫理及び専門知識は、弁護士の質を形成する核心的価値である。共産党の戦略的方向性を実現し、国の支援、弁護士組織及び弁護士の努力により、近年では弁護士の質がますます向上している。弁護士のほとんどは良い政治的資質を有し、共産党、国に恭順し、国の建設及び発展事業に貢献する意識を持ち、弁護士職の倫理水準・規則を堅持及び発揮¹⁶している。しかしながら弁護士及び弁護士職のイメージに影響を与え、これを害する法律及び職業倫理に違反する行為につながる、上記水準についての不適切な認識及び行為を行う弁護士も存在した¹⁷。

弁護士会の法律サービスの提供結果報告によれば、弁護士による法律サービスの提供件数は、刑事事件、民事事件、経済事件、労働事件、行政事件の訴訟においても、そして法律相談¹⁸においても前年より年々増加している。このことは、国民及び企業が弁護士による法律サービスの質を信頼し、そのサービスを利用していることを表しており、毎年法律サービスが大幅に増加している。

¹³ (監修者注)「訴訟進行機関」と訳したベトナム語は「cơ quan tiến hành tố tụng」である。

¹⁴ (監修者注)「引きつけられた」と訳したベトナム語は「thu hút」である。

¹⁵ (監修者注)「方向性」と訳したベトナム語は「định hướng」である。

¹⁶ (監修者注)「堅持及び発揮」と訳したベトナム語は「giữ vững và phát huy」である。

¹⁷ (監修者注)この一文の元となるベトナム語は「Tuy vậy, vẫn còn có một số luật sư có nhận thức có những hành vi lệch chuẩn, dẫn đến có những hành vi vi phạm pháp luật và đạo đức nghề nghiệp làm ảnh hưởng và tổn thương tới hình ảnh đội ngũ luật sư và nghề luật sư。」である。

¹⁸ (監修者注)「法律相談」と訳したベトナム語は「tư vấn pháp lý」である。

しかしながらベトナム弁護士連合会は弁護士の質が均一でないと認識¹⁹しており、クライアント²⁰及び社会の確固たる信頼を構築・強化できるよう、弁護士の均一的な質及び弁護士の法律サービス提供の質を高めるための教育、育成事業、弁護士の実務活動の監督を強化すべきと考えている。

1. 3 弁護士実務の結果

各弁護士会の報告書によると、この10年間（2009年より）でベトナム弁護士は以下の分野において業務を行っている。

- 刑事事件の133, 317件に参加し、その中で指定刑事事件は68, 638件、クライアントの依頼による刑事事件は64, 679件である。

- 民事事件114, 128件、経済経営商業事件51, 589件、行政事件8, 801件、労働事件2, 552件に参加した。

- 法律相談への参加：622, 626件

- 訴訟外の代理への参加：20, 707件

- 他の法律サービスへの参加：107, 867件

- 無料法律支援への参加：169, 072件

弁護士の法律サービスの数は、概して前年より年々増加している。

- 弁護士が訴訟進行機関の要請により参加した事件の件数は、次のとおりである。2010年は7, 119件、2011年は7, 767件、2012年は8, 428件、2013年は8, 698件、2015年は6, 650件、2017年は5, 905件、2018年は7, 395件である。

- 弁護士が相談に参加した件数：2010年は36, 994件、2011年は39, 410件、2012年は47, 204件、2013年は123, 521件、2016年は146, 805件、2017年は96, 100件、2018年は79, 499件である。

- 弁護士が参加した民事事件の件数：2016年は11, 657件、2017年は14, 063件、2018年は12, 585件である。

- 法律支援：2014年は6, 556件、2015年は7, 250件、2016年は85, 022件、2017年は18, 022件、2018年は20, 653件である。

数の増加とともに弁護士の法律サービスの質も大幅に向上している。訴訟への参加については、弁護士が刑事、民事、経済、行政、労働、婚姻家族といったすべての分野において、クライアントの合法的な権利・利益を守るために弁護に参加した。毎年増加している弁護士が参加した事件は、刑事事件の他に、経済事件、行政事件もあり、これらは急速に増加する傾向にある。多くの弁護士は実務スキル及び実際の訴訟の経験に基づき、客観的事実を採求し法律を正確に適用するために弁護の論

¹⁹ (監修者注)「認識」と訳したベトナム語は「nhận thấy」である。

²⁰ (監修者注)「クライアント」と訳したベトナム語は「khách hàng」である。

拠を厳格に準備し、検察官との討論を主導的に行った。これらの目的は、一方で当事者の合法的な権利を保護することであり、他方で国家機関が事件解決につき間違いを避け又は減少させ、国民及び社会に公正を提供することである。これにより弁護士は公正及び社会主義法制の保護に貢献する。

ここ数年、弁護士は訴訟進行機関により要請される事件弁護を100%担当している。その中で弁護士数が少ない弁護士会、例えばコントゥム省弁護士会、ライチャウ省弁護士会、ハーザン省弁護士会などは、弁護士が9名から11名しかいないにもかかわらず、上記業務を十分実施できている。上記事件における弁護の質も絶えず向上している。国家による報酬が未だ低いにもかかわらず、弁護士の多くは責任感をもって弁護の業務を行っている。

弁護士による相談サービスの質はますます向上している。民事、行政、労働、婚姻家族という典型的な分野における相談の質の向上を重視する他、多くの弁護士又は弁護士営業組織²¹は経済分野の相談に注力している。未だその割合は多くないが、経済分野における弁護士の相談サービスは徐々に増加している。多くの弁護士又は弁護士営業組織は、経済価値が高く外国の要素があるものを含め、経営分野、投資分野、貿易分野における法律コンサルティング契約²²を実施するのに十分なレベルを有している。

訴訟外の代理は多くの弁護士にとって新しい分野である。しかしここ数年、弁護士は個人又は組織が合法的な権利・利益を保護できるように、訴訟²³分野を含め多くの訴訟外の代理契約について質を確保しながら実施している。

その他に過去10年、弁護士営業組織（約4000組織）は国家の建設及び国防のために毎年国家に対して数10億ドンの税金を納付している。これは賞賛に値することであり、国家により承認されるべきである。信頼性が高く、かつ高く評価されているいくつかの弁護士営業組織は、年300億から400億ドンを納税している。全国の4000の弁護士営業組織を合計すると、その金額は少なくない。

2 弁護士職及びベトナム弁護士連合会の地位及び法的地位を高めた結果

2. 1 クライアントに対する法律サービスの提供における弁護士の貢献

ここ数年、裁判で審理された汚職、国家安全、麻薬、密輸等に関する大きな事件において、被疑者・被告人の弁護人として弁護士の参加がある。社会は、弁護士により提供された証拠が客観的に慎重に検討されること、被告人の自己弁護又は弁護士による弁護の依頼権が尊重されることで、裁判所の審理業務²⁴を高く評価する。これにより国民の裁判所及び公正への信頼が着実に確固たるものとなり、被疑者・

²¹（監修者注）弁護士営業組織についてベトナム弁護士法32条以下参照。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_08.pdf

²²（監修者注）「法律コンサルティング契約」と訳したベトナム語は「hợp đồng tư vấn pháp lý」である。

²³（監修者注）「訴訟」と訳したベトナム語は「khiếu kiện」である。

²⁴（監修者注）「審理業務」と訳したベトナム語は「công tác xét xử」である。

被告人が裁判所の判決に対して十分に納得することとなる。

ドイモイの当初の数年から現在まで、投資、国際貿易のコンサルティング弁護士²⁵は、国内の企業、そしてベトナムにおける外国投資家に対する法律サービスの提供において、その規模及び能力をますます拡大させ高めている。国内及び国際企業に対する法律コンサルティングの活動は、社会経済の発展を促進することに貢献した。

弁護士の実務活動の結果は、社会による弁護士の実務活動及び弁護士職に対する信頼を表している。同時に組織、個人の合法的な権利・利益の保護、公正の保護への貢献、司法改革事業、社会主義法治国家の建設、社会経済の発展、国際参入への貢献についての弁護士の責任をも表している。

2. 2 弁護士の体制及び弁護士職

弁護士の体制は、憲法から弁護士法、刑事訴訟法、民事訴訟法及び他の関連する法規本文書に至るまで徐々に完成されてきており、弁護士業務を発展させるための法的回廊を形成している。国の法的イベントにおける弁護士の貢献を通じて、共産党、国家及び社会コミュニティは、司法活動、法律支援における立法活動及び法律の宣伝活動に対する弁護士の役割を見ることができた。立法事業の重点としての刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、弁護士法、法律扶助法、鑑定法、企画法²⁶等のような重要な法律について、弁護士の貢献が認められる。

2. 3 ベトナム弁護士連合会の広報²⁷業務について

広報業務は、ベトナム弁護士連合会によって成立当初から注目されている。ベトナム弁護士連合会のポータルサイトは全国の弁護士に広く周知するために、ベトナム弁護士連合会の活動、弁護士業務の実施活動及び各弁護士会の活動についての情報を報告・アップデートしている。ベトナム弁護士連合会は、国民の合法的な権利・利益の保護、公正の保護、法制の保護、ベトナム社会主義法治国家の建設過程における弁護士の高潔な任務について、国や社会の認識を高めるためにメディア戦略を決定した。

ベトナム弁護士雑誌の発行は弁護士にとって画期的出来事²⁸である。これは現在のベトナム弁護士の最初で唯一の広報媒体²⁹である。同雑誌は、共産党の方針、国家の法律政策を周知する機能、法律の改正・完備及び司法改革に対する積極的な反論意見を紹介する機能を有している。またこれらの出版物は、職務、管理経験、弁護士業務の実施活動の情報の共有、科学理論論文、ベトナム弁護士連合会による業務の案内を掲載する全国の弁護士のフォーラムともなっている。弁護士雑誌は62

²⁵ (監修者注)「コンサルティング弁護士」と訳したベトナム語は「luật sư tư vấn」である。

²⁶ (監修者注)「企画法」と訳したベトナム語は「Luật Quy hoạch」である。

²⁷ (監修者注)「広報」と訳したベトナム語は「truyền thông」である。

²⁸ (監修者注)「画期的出来事」と訳したベトナム語は「sự kiện quan trọng có ý nghĩa lớn」である。

²⁹ (監修者注)当該雑誌の名称は「LUẬT SƯ VIỆT NAM」(Vietnam Lawyer Magazine)である。「報道媒体」と訳したベトナム語は「cơ quan báo chí」である。

号発行され、その内容及び質については、多くの国内の弁護士、中央の機関部局に高く評価されている。ベトナム弁護士連合会及び地方弁護士会、国際協力活動などのアップデートについて、ベトナム弁護士雑誌における広報とともに、ベトナム弁護士連合会のウェブサイトにおける広報も重視されてきた。

2. 4 10年間ににおけるベトナム弁護士連合会の法律支援業務

法律扶助法による法律支援を実施するとともに、弁護士は弁護士法及びベトナム弁護士連合会のガイドラインの規定に基づき、弁護士の法律支援の義務を実施している。したがって、各弁護士会のいずれにおいても積極的に地方での法律相談及び支援業務に参加している。各弁護士会の、必ずしも十分とは言えない統計によれば、この10年間に於いて弁護士が無料で支援に参加した事件は148,419件である。

ベトナム弁護士連合会は、ベトナム弁護士の伝統的な記念日である10月10日を国民に対する法律支援日とした。各弁護士会において、罪に問われている者、受刑者への広報及び法律支援のために矯正施設³⁰、暫定留置場³¹へ行くことなど様々な形で無料の法律支援スポットを設置し、多数の弁護士営業組織及び弁護士によって呼応³²されている。これらを通じて弁護士は自らの実務活動における社会コミュニティに対する責任意識を高めた。この有意義な活動により、弁護士の役割・位置づけが社会によって認められ高い評価を与えている。

2. 5 10年間ににおける国際協力活動

ベトナム弁護士連合会と国際弁護士組織、各国の弁護士組織の交流、協力関係の成立は、全国弁護士評議会によって、ベトナム弁護士連合会の他の重要なことと同時に進められるべきと決定されている。ベトナム弁護士連合会の方針は、国際協力を拡大及び強化するが、ベトナム弁護士連合会の理念、目的、共産党の方針、主張、国の法律に適合すべき、というものである。

この10年間に於いて、ベトナム弁護士連合会は国際協力活動を効果的に開始した。ベトナム弁護士連合会は、日本、カナダ、アメリカ、デンマーク、スウェーデン、ドイツ、ロシア、中国、日本、ラオス、カンボジア等の弁護士組織との関係を構築した。アジア太平洋法律家協会（ローエイシア）、国際法曹協会（IBA）の正式メンバーになった後、ベトナム弁護士連合会は、これらの会のプログラムに属する多くの活動に参加した。

その他、ベトナム弁護士連合会は、多くの協力プログラム及び大型プロジェクトを効果的に実施した。典型的なのは、ベトナム政府とデンマーク、スウェーデン、EUと締結した司法パートナープログラム（JPPプロジェクト）、2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（JICAプロジェクト）、法律・司法

³⁰（監修者注）「矯正施設」と訳したベトナム語は「trại cải tạo」である。

³¹（監修者注）「暫定留置場」と訳したベトナム語は「trại tạm giam」である。

³²（監修者注）「呼応」と訳したベトナム語は「hưởng ứng」である。

分野における協力についてのベトナム政府とドイツとの間の共同声明の3年実現協力プログラム（2015年から2017年）（3年協力プログラム）等である。

現在ベトナム弁護士連合会は日本弁護士連合会との関係を維持し、続けてJICAプロジェクト枠内の活動及びドイツとの3年協力プログラムを実施している。最近ベトナム弁護士連合会は、フランス全国弁護士会評議会との協力議事録、ロシア連邦弁護士連合会、アメリカ法曹協会、マレーシア弁護士会、東京弁護士会と協力協定を締結した。それと同時にベトナム弁護士連合会は、二国間の協力および多国間の協力の活動を積極的に実施しており、日本、ドイツ、フランス、ロシア等の各国の弁護士組織との協力関係を維持し、国際法曹協会（IBA）、アジア太平洋法律家協会（ローエイシア）の活動にメンバーとして参加している。これらの活動により、共産党及び国家の方針、政策に基づく外交活動に貢献し、またこれらを通じて、国内及び国際関係におけるベトナム弁護士連合会の地位を上げている。

ベトナム弁護士連合会は弁護士に対して交流及び学習の機会を作り出すために、引き続き外国の弁護士会との協力を強化・拡大し、国の発展の要請に応じられるようにベトナムの国際参入、弁護士の教育、育成を強化していく。

3 ベトナム弁護士連合会の政治上、法律上の義務の実施

3.1 立法事業

国会に提示する前の政府、最高人民裁判所、最高人民検察院による法案のほとんど、又は司法省が起草を主管する法規範文書の多くについて、ベトナム弁護士連合会の意見が求められた際、ベトナム弁護士連合会は積極的にコメントし、これにより立法事業における弁護士の意思及び要望を表すことができた。

この10年間において、ベトナム弁護士連合会は管轄機関の要請に応じて合計131本の法規範文書に対しコメントを行った。最も重要なものは、2015年刑事訴訟法において弁護及び被害者・当事者の合法的権利・利益の保護についての第5章を設けると提案したこと、捜査段階における弁護権の保障³³に関する通達第46号/2019/TT-BCAの草案作成及び完備に積極的に貢献したことである。そして省、市における弁護士会は、法律又は地方の法規範文書の制定に参加すること、国民及び社会コミュニティに対し新たな法規範文書を周知³⁴し普及させることにつき多くの活動を行っている。

またベトナム弁護士連合会は、中国に対し、南シナ海におけるベトナムの排他的経済水域及び大陸棚についてのベトナムの主権及び裁判権への侵害に反対する宣言を3回出した。ベトナム弁護士連合会の宣言は国内及び国外の世論により賛同及び応援を得られた。

3.2 2011年から現在までの行政手続のレビュー事業

2011年から現在まで、ベトナム弁護士連合会は毎年、行政手続改革顧問評議

³³（監修者注）「保障」と訳したベトナム語は「bảo đảm」である。

³⁴（監修者注）「周知」と訳したベトナム語は「tuyên truyền」である。

会の要請に従い、多数の異分野における行政手続のレビューに参加するため、30名から40名の弁護士を指名した。例えば、国民に対する診療分野、司法履歴書の分野、公証及び確証³⁵の分野における行政手続又は浄水³⁶の生産・供給・消費に関する行政手続、若しくは出生届、常住戸籍登録及び6歳未満の子どもに対する保険証の配付等に関する行政手続である。ベトナム弁護士連合会の貢献は、政府、政府首相及び司法省により認められ、賞状を授与された。

3. 3 中央国民相談所³⁷における法律援助事業

2015年から現在まで、ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国戦線中央委員会及び政府監察院の要請に応え、法律扶助に参加するために、ハノイにおける中央国民相談所へ800名の弁護士を、ホーチミン市における中央国民相談所へ100名の弁護士をそれぞれ派遣した。この事業は国家の不服申立て及び告訴告発の解決に積極的効率的に貢献し、同時に国民が無料で弁護士の法律援助を受けられるようにした。現在この事業は未だ維持されている。ハノイの中央国民相談所においては毎日、国民に対し法律に基づいて中立的に法律援助を実施するため弁護士が常駐している。これにより国民及び国家を補助できるとともに、不法³⁸に不服申立て又は告訴告発を行う者を減少させられる。

3. 4 ベトナム祖国戦線の構成員としての事業

ベトナム祖国戦線の構成員としてベトナム弁護士連合会及び全国の弁護士会は、ベトナム祖国戦線中央、及び省・県の祖国戦線により開催される活動に積極的に参加している。例えば、「ホーチミン主席の思想、道徳、人格を見習う」「国民全員が住宅地に文化的なライフスタイルを構築するために団結する」「貧困者のための日」「助け合いの住宅建設」「ベトナム人は率先してベトナム製品を使用する」「協力して行政手続を改正する」等といった運動である。ベトナム祖国戦線によって開始された東日本大震災への支援運動において、ベトナム弁護士連合会及びその構成員は日本へ寄付を行うとともに励ましの言葉を送り日本側から感謝された。また各弁護士会理事会は深い関心を持って多くの社会活動を行っている。ハノイ、ホーチミン市、ビンフオック、ハーティン、ダックラック、ラムドン、クアンガイ等の弁護士会は、テト又は国の重要な祝日に各民族の貧困者に対し贈り物をしている。ビントゥアン、ヴィンロン、ホーチミン市、ビンフオック、キエンザン、ラムドンなどの弁護士会は、四半期ごとに又は国の重要な祝日にベトナム英雄の母を訪問し贈り物をしている。また多くのスポーツ活動が開始された。これにより体力トレーニングの運動を応援できるとともに、ハノイ法科大学及びホーチミン市経済大学法学部などにおける少数民族の貧困な大学生に数億ドンを支援することができた。これら

³⁵ (監修者注)「公証及び確証」と訳したベトナム語は「công chứng, chứng thực」である。

³⁶ (監修者注)「浄水」と訳したベトナム語は「nước sạch」である。

³⁷ (監修者注)「中央国民相談所」と訳したベトナム語は「trụ sở tiếp dân Trung ương」である。

³⁸ (監修者注)「不法に」と訳したベトナム語は「không phù hợp pháp luật」である。

の活動は、弁護士を招集・団結させるという目標の達成に積極的に貢献し、社会コミュニティに対する弁護士の責任感を高めた。

4 ベトナム弁護士連合会の人事を組織する事業

4. 1 第1任期目における人事組織

第1回全国弁護士代表大会では、全国弁護士評議会の委員93名、常任委員会の委員21名を選任した。ベトナム弁護士連合会の常駐者³⁹は1名の会長及び4名の副会長を含む。またベトナム弁護士連合会において専門委員会を5つ、直轄局を4つ設けた。ベトナム弁護士連合会の第2任期目に入ると、第2回全国弁護士代表大会は全国弁護士評議会の委員95名、常務委員会の委員21名を選任した。ベトナム弁護士連合会の常駐者は1名の会長及び4名の副会長を含む。またベトナム弁護士連合会において専門委員会を7つ、直轄局を6つ設けた。

4. 2 第2任期目における人事組織

第2任期におけるベトナム弁護士連合会の組織は、ベトナム弁護士連合会定款に規定された役割・任務を実施し、新たな状況における政治法律に係る任務の実施に関するベトナム弁護士連合会への要請に応えるため拡大・強化された。人事組織についてベトナム弁護士連合会は、第2任期目の最初の段階において第1任期目に比べより多くの困難に直面しなければならなかった。しかしベトナム弁護士連合会の常任委員会、常駐者、全国弁護士評議会は、指定した義務を完成させるために一層団結し努力してきた。そのためベトナム弁護士連合会の役割、任務及び活動は真摯かつ連続的に行われ、ベトナム弁護士連合会の活動から得られた多数の分野における多くの結果が認められるに値するものとなっている。

5 ベトナム弁護士連合会と各弁護士会との協力活動

5. 1 弁護士に関する告発・不服申立の解決、表彰、懲戒処分

弁護士に対する告発・不服申立の解決、表彰及び懲戒処分はベトナム弁護士連合会の重要な任務の一つである。ベトナム弁護士連合会は各弁護士会と十分に協力し当該活動を実施している。また当該活動を効果的に実施するためベトナム弁護士連合会及び各弁護士会は、弁護士による弁護士職の倫理及び適切対応規程⁴⁰(以下、「弁護士職務倫理規程」という。)の遵守への審査・監察(giám sát)を強化し、法律又は倫理基準を遵守する弁護士又は弁護士営業組織を適切に表彰し、弁護士職務倫理規程に違反した行為を行なった弁護士を発見し、厳格に処分を行っている。

弁護士及びクライアントの合法的権利・利益を保護するために、ベトナム弁護士連合会は告発・不服申立の解決規制を制定している。弁護士職務倫理規程以外に、ベトナム弁護士連合会は告発・不服申立ての解決、全弁護士会に適用される懲戒処

³⁹ (監修者注)「常駐者」と訳したベトナム語は「Thường trực Liên đoàn」である。

⁴⁰ (監修者注)原文は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư Việt Nam」であり、直訳すると「ベトナム弁護士職の倫理及び適切対応規程」となる。https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_56.pdf なお、2019年12月13日に本倫理規程は改定されている。

分及び弁護士による活動・組織の監察規制も規定している。これらの規制は重要であり、弁護士の監察，表彰，懲戒処分，告発・不服申立の解決をはじめ，弁護士の管理活動の効果を向上させるものとなっている。

弁護士に関する告発・不服申立の解決は複雑でセンシティブである。そのため、決然とし⁴¹、公平無私で、合理的及び責任のある態度で実施しなければならない。当該活動を実施するためベトナム弁護士連合会は、告発・不服申立規制の制定とともに表彰・懲戒処分委員会の委員を強化し、当該委員会の活動の担当委員として熱心かつ公平無私で能力のある者を選任している。そのため表彰・懲戒処分委員会は自らの役割を発揮できている。当該委員会はベトナム弁護士連合会に対して助言し、ベトナム弁護士連合会の様々な業務の実施に助力している。

この10年間、ベトナム弁護士連合会は弁護士又は弁護士実務修習生に関する1382⁴²の告発・不服申立書を受領した。当該申立書の多くは弁護士による弁護士職務倫理規程違反、弁護士とクライアント間の報酬紛争についての不服申立てである。ベトナム弁護士連合会は関連弁護士会と協力してこれらを解決した。2009年5月以来、各弁護士会は446名の弁護士を弁護士名簿から除名し（そのうち376名は、ホーチミン市弁護士会に会費を納付していないことを理由とする。70名は弁護士職の倫理違反を理由とする。）、94名の弁護士に対してその他の方式で懲戒処分（会員資格の一時停止、警告）を行った。告発・不服申立の活動の結果及び上記のデータは、弁護士職の倫理違反行為の処分を厳格に実施したことの証左である。

表彰に関してはベトナム弁護士連合会設立当初から実施されている。励まし合い運動⁴³の声掛け及び結果の総括と組み合わせ、ベトナム弁護士連合会は弁護士の組織・活動に貢献した多数の個人又は団体を定期或いは不定期に表彰している。この10年間、ベトナム弁護士連合会は実績のある数千の個人・団体に対して表彰状を、ベトナム弁護士の発展に貢献し又は15年以上弁護士として活動しかつ違反行為がない876の個人及び弁護士に記念賞を授与した。弁護士業界における健全な競争を促進すべく、弁護士連合会は毎年、弁護士表彰提案を作成している。貢献した個人又は団体に対する適時適切な表彰は、当該弁護士・弁護士会・弁護士営業組織が、実務活動、弁護士職及び弁護士組織の発展により貢献することを奨励する意義を有する。

5. 2 弁護士の合法的な弁護士実務及びその他の権利の保護についての結果

弁護士の権利保護に関する活動は、ベトナム弁護士連合会設立当初から重視されている。なぜなら弁護士の権利保護が十分になされることによってのみ、ベトナム弁護士連合会に対する弁護士の信頼を高められるからである。当該活動の実施に当

⁴¹ (監修者注)「決然とし」と訳したベトナム語は「kiên quyết」である。

⁴² 2009年5月から2019年7月23日まで計算されたデータである。

⁴³ (監修者注)「励まし合い運動」と訳したベトナム語は「phong trào thi đua」である。

たつてベトナム弁護士連合会は、弁護士の弁護実務の権利⁴⁴及び弁護士会の権利・利益の保護のため、弁護士の活動及び組織に関する法制度の設計及び改正を提案し、意見表明に参加し、法的環境の整備に注力している。またベトナム弁護士連合会は、訴訟において弁護士の権利・義務が十分実施できるように、訴訟進行機関と協力し保護の活動も行なっている。

2009年5月から現在まで、ベトナム弁護士連合会は弁護士の合法的権利の保護申請に係る266⁴⁵のケースを受領している。ベトナム弁護士連合会は迅速に行動し、適時に各弁護士会と協力し、弁護士の合法的実務の権利保護⁴⁶を適切に行っている。

ベトナム弁護士連合会は2011年6月7日に最高人民検察院と活動の協力規定に署名し、公安省と協力し捜査段階における弁護人の弁護権の保護に関する刑事訴訟法の施行案内である2011年10月10日付通達第70号/2011/TT-BCAを制定した⁴⁷。ベトナム弁護士連合会の提案に基づき、刑事訴訟法草案作成委員会は「弁護及び代理」に関する章（第V章）を追加し、またベトナム弁護士連合会に第V章の草案の作成を委任した。ベトナム弁護士連合会は当該条文を起草し、当該草案の作成に当たって多数のセミナー・ワークショップを行なった。当該草案は刑事訴訟法草案作成委員会及び専門家によって高く評価された。またベトナム弁護士連合会の提案に基づき、2013年8月5日、ベトナム国家主席であるチュオン・タン・サン氏は、司法改革指導委員会、公安省、最高人民検察院、最高人民裁判所、司法省が参加する会議を主催した。当該会議の目的は弁護士による弁護士の実務過程⁴⁸における困難についての解決策の提示である。国家主席は当該問題に対して結論を述べ、弁護士による弁護士実務保護の改善策を提案した。特に捜査段階において平等を創出し弁護権を保護するために、ベトナム弁護士連合会は公安省に対して2014年7月7日付通達第28号/2014/TT-BCA第38条を改正するよう提案した。

弁護士実務における弁護士の権利を適切かつ効果的に保護するために、現在ベトナム弁護士連合会は、弁護士の権利保護に関する要求の届出を解決するための手順・手続についての規定を作成している。同時にベトナム弁護士連合会は、公安省大臣により制定された2011年10月10日付通達第70号/2011/TT-BCAの施行状況に関する各弁護士会の意見を収集し、捜査段階における弁護権の保護に係る2015年刑事訴訟法を案内する公安省通達第46号/2019/TT-BCAの草案に対して、修正又は追加の内容を提案している。ベトナム弁護士連

⁴⁴ (監修者注)「実務の権利」と訳したベトナム語は「quyền hành nghề」である。

⁴⁵ 2019年9月16日までのデータである。

⁴⁶ (監修者注)「弁護士の合法的実務の権利保護」と訳したベトナム語は「bảo vệ quyền hành nghề hợp pháp của luật sư」である。

⁴⁷ (監修者注) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_33.pdf

⁴⁸ (監修者注)「弁護士の実務過程」と訳したベトナム語は「quá trình hành nghề của luật sư」である。

合会は、2017年8月21日にこの内容について記載する文書304号/LDL SVNを公安省に送付した。また2019年8月23日、ベトナム弁護士連合会の常駐者は捜査段階における困難や問題を解決し、公安省通達第46号/2019/TT-BCAの草案に助言するため、公安省の副大臣兼捜査機関の長官及び公安省大臣と直接打ち合わせた⁴⁹。

この10年間、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会は弁護士の合法的実務の権利保護及びサポートを中心に行っており、目覚ましい成果を獲得できたといえる。またベトナム弁護士連合会に対する弁護士の信頼も高められ、弁護士の合法的実務の権利尊重及び保護において訴訟進行機関と良い関係を築くことができた。

5. 3 教育, 研修活動

現在、弁護士の質が未だ低いという実際的问题が存在している。その理由として弁護士希望者の質が均一でないこと、教育の質、特に弁護士実務における教育及び実務プロセスにおける育成が挙げられる。新人の弁護士、奥地・遠隔地で活動している弁護士、及び知的財産・経済紛争解決・国際貿易等、一つの分野を専門として活動している弁護士を十分サポートするため、ベトナム弁護士連合会は弁護士に対する教育・育成活動を中心的活動とし、計画的・全面的に取り組まなければならないと考えている。講義内容、講師、資料又は参考文献など、弁護士に対する教育活動が重視されている。

ベトナム弁護士連合会はこの10年間で439⁵⁰以上の弁護士育成コースを開催し、各コースには約100人の弁護士が参加した（特にホーチミン市弁護士会により開催されたコースには500人近い弁護士が参加した。）。これらのコースの主要な内容は、弁護士職務倫理規程、専門、業務及び弁護士実務のスキル⁵¹である。専門、業務、職業スキル⁵²及び弁護士職務倫理規程の教育が行われているため協働活動において弁護士の団結が可能となり、近年弁護士の質が向上された。育成コースの開始のみならず、ベトナム弁護士連合会は各弁護士会管理委員会と協力し、弁護士を対象とする研修・セミナーを行っている。

弁護士法の規定によると、ベトナム弁護士連合会は弁護士職の教育及び弁護士職教育施設⁵³を設立する責任を負っている⁵⁴。ベトナム弁護士連合会は、2016年初頭、ベトナム弁護士教育スクール設立提案を作成しこれを司法省に提出したが、未

⁴⁹ 2019年10月10日付で「被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達46号/2019/TT-BCA」が制定されている。

⁵⁰ 2009年5月から2019年9月16日までのデータである。

⁵¹ (監修者注)「専門、業務及び弁護士実務のスキル」と訳したベトナム語は「*chuyên môn, nghiệp vụ và kỹ năng hành nghề luật sư*」である。

⁵² (監修者注)「専門、業務、職業スキル」と訳したベトナム語は「*chuyên môn, nghiệp vụ, kỹ năng nghề nghiệp*」である。

⁵³ (監修者注)「弁護士職教育施設」と訳したベトナム語は「*cơ sở đào tạo nghề luật sư*」である。

⁵⁴ (監修者注) 弁護士法65条4項参照。なお、同法83条2項cには司法省の任務として規定されている。

だ承認を得ていない。このことは多かれ少なかれ弁護士の教育・育成の活動、弁護士の教育の質及び弁護士の要望に影響を与えている。

各弁護士会は、ベトナム弁護士連合会と協力し又は自ら積極的に弁護士会に所属する各弁護士を対象とする弁護士育成コース、弁護士実務経験を共有するセミナーを開催している。弁護士が他の弁護士と経験の共有又は知識の学習機会を備えるために、ホーチミン市弁護士会は研究委員会を、ハノイ市弁護士会は弁護士業務の育成センター⁵⁵を設立し、専門、業務の育成コース、科学セミナー⁵⁶を開催している。

ベトナム弁護士連合会は設立後、弁護士実務修習結果の評価試験⁵⁷を11回行っており、これまでに8,278人の弁護士実務修習生が参加した。そのうち、合格者は5,668人で総受験者の68.47%を占め、不合格者は2,610人で総受験者の31.53%を占めている。弁護士実務修習結果の評価試験は法律の規定及びベトナム弁護士連合会の定款に沿って適切かつ厳格に行われた。

ベトナム弁護士連合会内の法律情報誌⁵⁸、典型的な弁護の事例集⁵⁹、弁護士ハンドブックの発行は、奥地・遠隔地で活動している弁護士、新人弁護士にとって新たな法規範文書をアップデートする機会を与え、全ての弁護士にとって裁判における弁論の質を向上させ弁護士実務の助けとなっている。弁護士の質を向上させるために上記の育成の方式以外に、ベトナム弁護士連合会は、弁護士をアメリカ、カナダ、日本、ドイツ、中国などの外国へ研修のために派遣している。

この10年間、弁護士に対する教育・専門知識の教育について目覚ましい成果が得られ、弁護士の質を一段階向上させることができた。

5.4 その他の活動

ベトナム弁護士連合会は各弁護士会と協力し、地方機関との関係を築いている。弁護士会は、司法局、法律支援センター、人民裁判所、検察院、省レベルの法律家協会⁶⁰との事業協力に係る規制⁶¹を締結した。

各弁護士会は、所属する弁護士の精神生活にも配慮している。弁護士が病気、死亡又は弁護士の両親が死亡したとき、弁護士会からお見舞いなどをする委員を派遣している。

III 残存する問題

1. ベトナム弁護士連合会の人事強化の遅延により、第2任期の1年目、2年目に影響

⁵⁵ (監修者注)「弁護士業務の育成センター」と訳したベトナム語は「Trung tâm bồi dưỡng nghiệp vụ luật sư」である。

⁵⁶ (監修者注)「科学セミナー」と訳したベトナム語は「hội thảo khoa học」である。

⁵⁷ (監修者注) 弁護士法15条。

⁵⁸ (監修者注)「法律情報誌」と訳したベトナム語は「cuốn Thông tin pháp luật nội bộ」である。

⁵⁹ (監修者注)「典型的な弁護の事例集」と訳したベトナム語は「Tuyển tập các bài bào chữa điển hình」である。

⁶⁰ (監修者注)「法律家協会」と訳したベトナム語は「Hội Luật gia」である。

⁶¹ (監修者注)「規制」と訳したベトナム語は「Quy chế」である。

を与えた。

2. 少数の弁護士が弁護士職務倫理規程に違反したことや、弁護士の実務分野に関係のない問題及び他の経済社会問題に対してSNSにおいて正しくない又は軽率な発言をしたことは国家及び社会に対する弁護士のイメージに影響を与えている。ベトナム全国の弁護士を始めベトナム弁護士連合会が司法改革及び社会主義法治国家の建設に積極的に貢献している中、上記のような違反行為をした弁護士は、弁護士職及びベトナム弁護士連合会の威信に影響を与え、これを害した。
3. 弁護士法において、ベトナム弁護士連合会が弁護士職の教育及び弁護士職教育施設の設立をする責任を負うと規定されている⁶²。それにも関わらず、2016年からベトナム弁護士教育スクールの設立提案を作成し司法省に提出したが、未だ承認されていない。首相が承認した弁護士職の発展戦略においても⁶³、2016年に弁護士連合会が弁護士職の教育を行うことができると記載されている。しかし現時点において、スクールの設立条件の補充に係る司法省の意見を含む諸事情により、ベトナム弁護士連合会は弁護士職の教育活動を実施することができず、弁護士職の教育活動・教育の質及び弁護士の要望にも影響を与えている。
4. ベトナム弁護士連合会を始め弁護士会が直面している施設及び活動予算に関する困難は未だ解決されていない。現在、ベトナム弁護士連合会及びホーチミン市に所在するベトナム弁護士連合会の代表機関は事務所を賃貸しなければならない状態である。また各弁護士会については、総数63弁護士会のうち39弁護士会のみ省レベルの人民委員会の配置により事務所を有しており、他の24弁護士会は事務所を賃貸しているか、当該弁護士会に所属している弁護士の事務所を利用しなければならない状態である。施設及び活動予算の困難は、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会の活動に影響を与えている。そしてベトナム弁護士連合会の会費は未だ低く、その活動予算にプレッシャーを与えている。
5. 弁護士会における党に関する活動については、現在63弁護士会の中、28弁護士会のみ党組織を有している。このうち弁護士である党員は居住地にある党施設に参加していることが多い⁶⁴。まだ党組織を有していない弁護士会もあり、弁護士会の指導幹部内に対立意見が生じたり、内部に複雑な問題が生じた際に困難が生じている。
6. 弁護士と訴訟進行機関との協力は未だ困難に直面している。特に刑事訴訟関係の複数の各級捜査機関と検察機関との協力についてである。そのうちクライアントに法律サービスを提供する際に、自らの責任、訴訟進行機関との協力についての責任を適正かつ十分に実施していない複数の弁護士がいる。

⁶² (監修者注) 弁護士法65条4項参照。なお、弁護士法83条2項cには司法省の任務として規定されている。

⁶³ (監修者注) 2011年7月5日付首相決定1072号/QD-TTGを指すと思われる。

⁶⁴ (監修者注) 所属弁護士会と居住地が異なっている弁護士の場合、所属弁護士会の党施設ではなく、居住地の党施設に参加する機会が多いとの趣旨のようである。

IV ベトナム弁護士連合会の機会（チャンス）及び挑戦（チャレンジ）

1 利点

1. 1 ベトナムの経済・社会状況は安定的に発展している段階にある。この5年間のGDPは毎年6%以上増加しており、2018年は7%以上に達している。またベトナムは多数の国際貿易組織に加入している。WTO, ASEAN経済共同体（AEC）, CPTPP, VEFTA（ベトナムEU自由貿易協定）等の多数の国際条約・協定を締結している。多数の外国投資家がベトナムに進出しベトナムでビジネスを行なっている。反対にベトナム企業も海外に進出し始めている。これは、ベトナムにおける弁護士職を含めて多数のサービス業が発展する要因と考えられる。

1. 2 ベトナムでは、弁護士職以外に職に対する法規定が十分に整備されている職業は少ない。1949年憲法以降、1959年憲法、1980年憲法、1992年憲法及び2013年憲法において、弁護士職及び弁護士に関する規定が存在している。その後は、2006年弁護士法、2012年改正弁護士法及び2003年刑事訴訟法、2015年刑事訴訟法において弁護人に関する規定が存在している。民事訴訟法、行政法⁶⁵、法律扶助法等のその他の法律においても弁護士、弁護士職に関する規定が存在している。また弁護士職・弁護士について規定している細則文書も存在している。例えば、弁護士法の施行を案内する議定第123号/2013/ND-CP、議定第123号/2013/ND-CPを改正・補充する議定第137号/2018/ND-CP、弁護士による専門知識及び技能の研修への参加について規定する通達第10号/2014/TT-BTP及び弁護士実務の研修について規定する通達第19号/2013/ND-CPが挙げられる。上記の法規範文書は弁護士、弁護士職及び社会職業組織の発展の基礎となる。

1. 3 民事、刑事、経済、労働、行政に関する事件の訴訟分野のみならず、個人及び企業に対するコンサルティング活動においても、社会の法律サービスの利用ニーズが高まっている。そのため弁護士は国民の基本的権利・利益の保護に貢献でき、公正及び法制を保護することができる。これによって弁護士の地位及び弁護士に対する信頼性も高まる。

ベトナムではこの30年間、大事件において弁護士による被疑者・被告人の弁護が行われた。そのため裁判所による審理活動⁶⁶がより民主的・近代的になり、裁判官が下した多数の判決がより説得力を有し、被告人自身、被告人の親族及び社会による法律及び制度に対する信頼が高まっている。これは、弁護士が司法改革及びベトナム社会主義法治国家の建設に貢献したものである。そして弁護士に対する信頼及び弁護士の地位も徐々に高まる。

1. 4 国民、社会、特に企業による認識が変化している。弁護士により提供される

⁶⁵（監修者注）ベトナムに「行政法」という名称の法律はないため、ここでは総称として使われていると思われる。

⁶⁶（監修者注）「審理活動」と訳したベトナム語は「hoạt động xét xử」である。

法律サービスの利用に対する認識が積極的な方向で変化している。個人、家族又は企業は、紛争が起きた際に最初に思い浮かぶのが自らの合法的権利・利益を保護するために信頼度の高い弁護士に依頼することである。告発・不服申立又は国家機関に対する権利・利益を保護するよう要求するために、どのように書類を作成・準備すればよいかということを考えるのは、その後である。市場経済及び法治国家の建設において弁護士職は欠けてはならないものである。そのため弁護士が質の高い法律サービスを提供できれば、弁護士自身そして弁護士会はより多くの依頼をもらうことができ、より信頼が高まる。これは弁護士職の発展に対する主要な利点である。

1. 5 ベトナムの深くかつ幅広い⁶⁷国際参入は、弁護士に対し、交流、学習、専門レベル、職業スキル、訴訟、コンサルティング、ベトナムに進出する外国企業及び外国に進出するベトナム企業に対するサービスの提供における国際的経験の向上の機会を創出する。このことによりベトナムにおいて経済、国際商事法のコンサルティング弁護士群が形成されている。これらの弁護士はベトナム弁護士の中でも最も優秀な弁護士として位置づけられている。

2 課題

2. 1 弁護士数が急増しているため法律サービス市場における競争が激しくなっている。社会による法律サービスに対する要請、弁護士の責任・弁護士職の倫理の遵守に対する要請が高まっているため、弁護士が自らの知識、スキル、実務の質を向上させなければならない。

法律違反、弁護士職務倫理規程に違反する弁護士がいまだ存在し、弁護士職、弁護士全体の信頼度に悪影響を与えている。

2. 2 少数の国民又は国家機関の幹部による弁護士の役割・地位に対する認識が未だ十分ではないため、弁護士による弁護士実務プロセスに影響を与える。
2. 3 第四次情報通信技術革命の現代において情報通信技術が発展している中、法律サービスの提供も大きく変化している。情報通信技術を使って法律サービスの提供が行われており、弁護士でない者も法律サービスの提供に参加している。例えば、不動産の取引関係者が弁護士ではないにも関わらず法律サービスを提供しており、法律サービスの市場を複雑にし不健全な競争⁶⁸につながっている。
2. 4 国際参入及びグローバル化により、国内法令の適用のみならず、国際的な多数の慣習、多数の国の法令の適用が必要となる。法律サービスを提供する時、上記のことを注意し適切にアドバイスしなければならない。しかしこの分野で活動しているベトナム人の弁護士はまだ少数であり、ベトナムにおいても市場を獲得できていない。

⁶⁷ (監修者注)「深くかつ幅広い国際参入」と訳したベトナム語は「Hội nhập quốc tế sâu rộng」である。

⁶⁸ (監修者注)「不健全な競争」と訳したベトナム語は「Cạnh tranh không lành mạnh」である。

V ベトナム弁護士連合会の発展方針

1. 委ねられた任務・機能を実施するために、ベトナム弁護士連合会の常任委員会の委員及び下部組織を強化する。
2. ベトナム弁護士連合会を弁護士の合法的な権利・利益を保護できる能力を有し、自治制度を効果的に実施できる弁護士の社会職業組織として発展させていく。弁護士が数及び質的にも発展し、専門知識、政治的資質、確固たる倫理的思考を有し、社会に高質な法律サービスを提供でき、かつ共産党、社会、国民による信頼が得られる弁護士を輩出できるよう弁護士の基準となる価値観を創出する。またベトナム弁護士連合会は弁護士による弁護士職務倫理規程の遵守を監察し、違反行為を行なった弁護士に対して教育⁶⁹を行い、重大な違反行為を行なった弁護士に対して懲戒処分を行うようにしていく。
3. 弁護士に対して政治的資質、思想、弁護士職務倫理規程を中心に教育していく。また専門業務及び職業スキルの育成も中心に行なっていく。さらに弁護士の質を均一かつ徐々に向上させ、各分野における専門弁護士群を構築する前提を作るため、弁護士会の特徴に配慮し、弁護士に対してその他の内容の教育も行う。
4. 国際関係を継続的に拡大・強化し、弁護士が国際的な弁護士と交流し経験の共有ができるような環境を備えることにより、国際参入できかつ国際参入の要請に応える弁護士を教育する。
5. ベトナム弁護士連合会及びベトナムにおける弁護士職の広報活動を行い、国及び社会におけるベトナム弁護士連合会の地位を高める。
6. 弁護士が参集でき、委ねられた法的政治的任務を果たすために、ベトナム弁護士連合会の事務所の建設を実施する。
7. 弁護士会の大会を開催し、将来、第3回全国弁護士代表大会を開催する。
8. 共産党、国が委ねた任務を果たす。

VI 提案

1. 司法省に対し、ベトナム弁護士連合会に属する弁護士教育施設の設立に対応するよう要求する。
2. 省、中央直轄市に対し、党員の先頭のかつ模範的な役割と弁護士の実務活動における役割の結合確保のため、弁護士会に属する党組織を設立し、モデル及び運営方法を合意するよう要求する。
3. (事務所を有しない) 各弁護士会に対して、事務所を配備し弁護士会の行政活動の経費の一部を援助するために、政府が省、県の人民委員会に指導するよう要求する。
4. 第3回全国弁護士代表大会の準備及び開催について、司法省および各関連省庁からの関心・補助を要求する。

⁶⁹ (監修者注)「教育」と訳したベトナム語は「uốn nắn」である。

5. ベトナム弁護士連合会の事務所建設の土地を速やかに取得するために、政府がハノイ市人民委員会に指導するよう要求する。

VII 結論

10年間の軌跡において、ベトナム弁護士連合会はベトナムにおける弁護士職及び弁護士の発展に貢献し目覚ましい成果が得られた。弁護士数は8,000人以上増加し、弁護士の質も高まり社会のニーズに对应されている。共産党、国、国民のベトナム弁護士連合会及び弁護士に対する信頼も高まっている。ベトナム弁護士連合会は、共産党、国、社会と弁護士との架け橋となっている。

得られた成果を活かし利点及び課題を認識した上で、ベトナム弁護士連合会は、共産党、国、社会の信頼を築くよう引き続き尽力し、今後より強固なベトナム弁護士連合会及びベトナムにおける弁護士職の構築、ベトナム社会主義法治国家の建設、経済及び国際参入の発展、自由かつ民主的な権利及び国・組織・国民の合法的な権利・利益の尊重及び保護、民主的・公平的・近代的な社会の建設事業に効果的に寄与する。